

# 財団法人 日本鯨類研究所 役員給与規程

制定 平成 14 年 6 月 19 日

改正 平成 20 年 9 月 12 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、財団法人日本鯨類研究所の常勤の役員（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第 2 条 役員の給与は報酬及び通勤手当とする。

## (給与の支給日)

第 3 条 役員の給与は、その月の 25 日に、その月の月額的全額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは更に繰り上げて支給する。

2 この規程に定める月とは、前月 30 日を起算日として当該月の 29 日までの期間をいう。(以下同じ。)

## (報酬)

第 4 条 役員の報酬の額は、次のとおりとする。

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| (1) 理事長  | 年額 13,386,000 円 (月額 1,115,500 円) |
| (2) 専務理事 | 年額 11,872,800 円 (月額 989,400 円)   |
| (3) 理事   | 年額 10,500,000 円 (月額 875,000 円)   |
| (4) 監事   | 年額 1,800,000 円 (月額 150,000 円)    |

2 前項の役員の報酬の年額は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。

3 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

5 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

6 第 3 項及び第 4 項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

## (通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、次に掲げる役員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする役員。

(2) 通勤のため自動車その他の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする役員。

2 前項に規定する場合の通勤距離は、役員の住宅から勤務場所までに至る経路のうち一

般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

- 3 新たに、第1項の役員たる要件を具備するに至った場合には、別表第1の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。役員が住宅、通勤経路を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合も同様とする。
- 4 運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。
- 5 運賃相当額は、次の各号による額の総額とする。
  - (1) 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる通用期間1箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）
  - (2) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区域についての1日当りの額が最も低廉となるものに1箇月の出勤所要日数（理事長が別に定める日数）を乗じて得た額
- 6 通勤手当の支給は、役員に第1項の役員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている役員が辞任し、又は死亡の場合においてはそれぞれの者が辞任し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている役員が同項の役員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月をもって終る。
- 7 長期の出張又は乗船をする者については、理事長が別に定めるところにより所要の調整をする。  
(実施細則)

第6条 役員給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成14年6月19日から施行する。

附 則

この改正は平成20年10月1日から実施する。